

障害児通所支援事業所の指定について

● 事業所指定について

障害児通所支援事業所の指定を受けるためには、事前調査票を提出し、事前相談を行った上で、指定日前々月の末日までに、申請書類を提出することが必要となります。

事前調査票提出以前に、都が開催する「指定協議説明会」に、管理者等が参加していることが指定の協議を進める上での前提となります。

【事業者指定のスケジュール】

日 程	手 続 き
4月、8月、12月の指定した日	<u>「指定協議説明会」に参加すること</u> <u>(前提条件)</u>
説明会終了後～指定4か月前	事前調査票提出
事前調査票提出後～指定前々月	指定前相談、面接、申請書類確認
指定前々月末日まで	申請書類の最終提出
指定前月	現地確認
指定月1日（指定日）	事業開始

※なお、書類の不備や、人員配置の不足、期日までに工事が完了していない等があった場合には、このスケジュールより遅れることがあります。

● 平成29年度の説明会について

◎日程

【第一回】平成29年4月7日（金）午後3：00～5：00（午後2：30～受付開始）

【第二回】平成29年8月8日（火）午前10：00～12：00（午前9：30～受付開始）予定

【第三回】平成29年12月6日（水）時間未定

◎場所：東京都庁第一本庁舎5階大会議場

※平成30年4月には、国の大幅な報酬改定が予定されていますので、ご注意ください。

【説明会スケジュールイメージ】

	平成29年										平成30年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
説明会の実施	①				②				△③				1	
指定の予定時期					①	①	①	①	②	②	②	②	△③	

◎指定の目安

【第一回説明会に参加】平成29年8月から11月までの各月1日付で指定

【第二回説明会に参加】平成29年12月から平成30年3月までの各月1日付で指定

【第三回説明会に参加】平成30年4月から7月までの各月1日付で指定